

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人みどり会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年11月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組まれていた。
- ・ 法改正に伴う手続及び運営方法について、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後は、評議員会開催前の理事会において、必要事項の決議を行う。</p>
2	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>評議員、理事及び監事から誓約書を提出していただき、確認を行った。</p>
3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を</p>	<p>今後は、在任する監事の過半数の同意を得て、その事実を議事録へ記載することとする。</p>

	<p>確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	
4	<p>理事会議事録について、出席した理事が記名押印していないものがあつた。また、欠席した監事が記名押印しているものがあつた。</p> <p>については、定款第 27 条第 2 項の規定に基づき、理事会に出席した理事及び監事が議事録に記名押印すること。</p> <p>(定款第 27 条第 2 項)</p>	<p>今後は、定款の規定に基づき、理事会に出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。</p>
5	<p>理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかつた。</p> <p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	<p>今後、理事長が、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとする。</p>
6	<p>公印管理について、公印を使用するときは、承認済みの起案書に公印を押印すべき文書を添えて管理者に提示し、その承認を受けることとされているにもかかわらず、契約書等への押印について、稟議書を作成しないで押印していた。</p> <p>については、厳格な公印管理を行うとともに、稟議書の作成を徹底すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(公印管理規定第 5 条)</p>	<p>今後は、厳格な公印管理を行うとともに、稟議書の作成を徹底する。</p>